

協議第 4 1 号

「特別職の職員の身分の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

特別職の職員の身分の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 特別職の職員の配置、定数及び任期は、法令等及び実情を考慮し、調整する。2 特別職の職員の報酬等は、合併までに調整し、新町において定める。3 新町の職務執行者は、2 町の長が協議して定める。

協議第 4 2 号

「事務組織及び機構の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構の取扱いは、合併の趣旨を踏まえその効果を最大限に生かすため、組織・機構の統合一元化を進めるものとし、事務の合理化（行財政改革）と住民の利便性（サービスの維持・向上）の均衡を図るとともに、次の事項を基本として整備するものとする。

- （ 1 ）新町の庁舎の方式は分庁方式とし、2町の庁舎を分庁舎として有効活用する。
- （ 2 ）2町の庁舎に総合窓口を設置し、住民サービスの向上に努める。
- （ 3 ）新町の実務組織及び機構は、次の方針に基づき合併までに調整する。
住民が利用しやすく、住民の声を的確に反映することができること。
運営の合理化を図り、簡素で効率的な実務組織、機構とする。
指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確なこと。

協議第43号

「一部事務組合等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年12月16日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

一部事務組合等の取扱い

- 1 2町のみで組織する次の一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務事業、財産及び職員等を新町に引き継ぐ。
 - (1) 有田地区消防組合
 - (2) 有田地区衛生組合
 - (3) 有田地区歴史と文化の森公園組合

- 2 次の一部事務組合等は、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新町において合併の日に当該組合等に加入する。
 - (1) 伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合
 - (2) 伊万里・有田地区衛生組合
 - (3) 伊万里・有田地区介護認定審査会
 - (4) 有田磁石場組合
 - (5) 伊万里・北松地域広域市町村圏組合
 - (6) 佐賀県自治会館組合
 - (7) 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合
 - (8) 佐賀県町村非常勤職員公務災害補償等組合
 - (9) 佐賀県市町村交通災害共済組合
 - (10) 佐賀県町村議会議員公務災害補償等組合

- 3 次の一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、合併後の加入については、当該組合の規約改正等の状況を見ながら判断する。
 - (1) 佐賀県町村職員退職手当組合

協議第44号

「病院事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年12月16日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

病院事業の取扱い
西有田共立病院の施設及び運営は、現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

協議第 4 5 号

「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

議会の議員の定数及び任期の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 新町における議会の議員の定数は、1 8 人とする。ただし、設置選挙（第 1 回選挙）のみ 2 2 人とする。2 選挙区は、全町域で 1 選挙区とする。3 市町村の合併に関する法律第 6 条及び 7 条の規定に基づく定数及び在任の特例は、適用しない。